

◆平成 26 年度における送検事例

事例 1

無資格運転をしていた個人事業主を書類送検

田辺労働基準監督署は、平成 26 年 5 月、木材伐出業を営む個人事業主を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁田辺支部に書類送検した。

平成 25 年 11 月 21 日、田辺市内の木材伐出現場において、伐採した材木を搬出するため、通称ユニックと呼ばれるトラック搭載型クレーン（小型移動式クレーン（つり上げ荷重 2.93 トン））を運転し、トラックの荷台に材木を積み込む作業を行っていたところ、クレーンで吊っていた材木が、荷台の上で作業をしていた労働者に激突する事故が発生した。

つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務について、移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、行ってはならないと定められているが、被疑者は無資格で運転を行ったもの。

事例 2

安全装置がない木材加工用丸のこ盤を労働者に使用させた木材加工業者を書類送検

和歌山労働基準監督署は、平成 26 年 6 月、木材加工業を営む法人と同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検した。

被疑者は、工場において、労働者に木材加工用丸のこ盤を使用し、木材の切断作業を行わせるに当たり、安全装置として木材加工用丸のこ盤の歯に接触予防装置を設けなければならないにもかかわらず、歯の接触予防装置のない木材加工用丸のこ盤を使用させた。

和歌山労働基準監督署においては、同社に対し、木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けるまでは使用しないように行政指導し、その後も速やかに改善するよう繰り返し指導を続けてきたが、同社は上記指導に従わず、歯の接触予防装置を設けないまま労働者に使用させていたものである。

事例 3

労災かくしを行った個人事業主を書類送検

和歌山労働基準監督署は、平成 26 年 7 月、とび工事業を営む代表者を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検した。

被疑者は、和歌山市内の駐車場解体工事現場において、労働者が墜落による労働災害のため 4 日以上に及ぶ期間休業することになったにもかかわらず、和歌山労働基準監督

署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなかったもの。

故意に労働者死傷病報告を提出しない又は虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出する法違反は、いわゆる「労災かくし」と呼ばれる犯罪であり、これは災害の再発防止対策や適正な労災保険給付等に悪影響を及ぼす大きな問題であることから、労災かくしが発覚した場合には、司法処分等の厳正な措置を講じることとしている。【事例6、11、12、についても同様】

事例4

フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用し、
また、無資格運転をしていた個人事業主を書類送検

新宮労働基準監督署は、平成26年10月、鉄骨組立業を営む個人事業主を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁新宮支部に書類送検した。

串本町内の建設現場において、鉄骨の組立作業中の労働者がフォークリフトのフォークに差し込まれたパレットの上から墜落し、脳挫傷、頭蓋骨骨折及び右腕骨折の重傷を負う労働災害が発生した。

被疑者は、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械については、主たる用途以外の用途に使用してはならないにもかかわらず、自ら運転するフォークリフトのフォークにパレットを差し込み、パレットの上に労働者を乗せた状態でリフトを地上約2メートルの高さまで上昇させ、フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用したものの。

加えて、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者等でなければ就くことができないにもかかわらず、無資格でフォークリフトを運転したものの。

事例5

長時間の違法な時間外労働を行わせた金属加工業者を書類送検

和歌山労働基準監督署は、平成26年11月、金属加工業を営む法人と同社の代表取締役を労働基準法違反の疑いで和歌山地方検察庁に書類送検した。

労働基準法第32条において、1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならず、それを超えて時間外労働を行わせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（通称「36協定」）で限度時間を定め、その範囲でのみ延長することができることとなっているが、被疑者は、板金作業に従事する労働者に対し、平成25年10月1日から同年12月17日までの間に、労使協定の限度時間を超える112時間30分（時間外労働の合計は222時間20分）の違法な時間外労働を行わせたもの。

なお、時間外労働が月45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症との関連性が強まるとの医学的知見が得られているが、労働者は、平成25年12月17日に脳出血を発症している。

事例 6

労災かくしを行った建設業者を書類送検

御坊労働基準監督署は、平成 26 年 12 月、建設業を営む法人と同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁御坊支部に書類送検した。

被疑者は、広川町内の河川整備工事現場において、労働者が転落による労働災害のため 4 日以上に及ぶ期間休業することになったにもかかわらず、御坊労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなかったもの。

なお、本件は、被疑者が労働者に対して僅かな示談金を支払ったのみで、労災保険の給付請求手続きを行わず、このため労働者は国民健康保険を使って治療を受けていたが、後遺症から更なる治療が必要となり、労働基準監督署に相談したことで、発覚したものの。

事例 7

物体の落下危険防止対策の不備で木材伐出業を営む個人事業主を書類送検

田辺労働基準監督署は、平成 26 年 12 月、木材伐出業を営む個人事業主を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁田辺支部に書類送検した。

田辺市内の立木伐採現場において、機械集材装置を用いて伐倒した材木の集材作業を行っていたところ、切り株の処理作業の際に発生した短材（重さ 15 k g）が山の斜面から落下し、山の斜面下方で待機していた労働者の頭部に当たり、死亡するという労働災害が発生した。

被疑者は、物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等危険を防止するための措置を講じなければならぬにもかかわらず、何ら措置を講じなかったもの。

事例 8

機械の巻き込まれによる危険を防止するための 必要な措置を講じなかった繊維工業者を書類送検

橋本労働基準監督署は、平成 26 年 12 月、繊維工業を営む法人と同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検した。

工場内において労働者に整経作業（織機にセットする糸の準備作業）を行わせる際、労働者が機械の回転軸に巻き込まれるという労働災害が発生し、労働者は脳挫傷により死亡した。

被疑者は、糸を巻き取る機械の回転軸に労働者が巻き込まれる危険があったにもかかわらず、危険を防止するために、機械の回転軸に覆いや囲いを設ける等の必要な措

置を講じなかったもの。

事例 9

墜落による危険防止対策の不備で土木工事業者を書類送検

田辺労働基準監督署は、平成 27 年 2 月、土木工事業を営む法人（本社：御坊署管内）その現場代理人を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁田辺支部に書類送検した。

平成 26 年 9 月 16 日、田辺市内の治山工事現場において、労働者が高さ 7.1 メートルの足場上から墜落し、脊髄を損傷する重傷を負った。

被疑者は、高さ 2 メートル以上の箇所、解体した型枠材をドラグ・ショベルでつり降ろす作業を労働者に行わせるに当たり、墜落防止のために高さ 85 センチメートル以上の手すりを設ける等の措置を怠ったもの。

併せて、ドラグ・ショベルを主たる用途以外の荷のつり降ろしの作業に使用していたもの。

事例 10

感電による危険を防止するための必要な措置を講じなかった建設業者を書類送検

和歌山労働基準監督署は、平成 27 年 3 月、建設業を営む個人事業主 A 及びその現場責任者 B 並びに元請事業場である建設業を営む法人 C（本社：福岡県）とその現場代理人 D を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検した。

平成 26 年 9 月 28 日、和歌山県海南市内の鉄骨平屋建て建物の解体工事現場において、解体作業に伴う足場の組み立て作業を行っていた事業主 A の労働者が、持っていた単管を頭上の電線（電圧 6,600 ボルト、地上から 9.8 メートル）に接触させたために感電し、高さ 7.16 メートルの足場上から墜落して死亡した。

現場責任者 B は、足場の組み立て作業に当たり、感電の危険が生ずるおそれがある場合は、感電防止措置を講じなければならないのに、これを講じなかったもの。

また、元請の代理人 D は、下請事業者が行う作業に関し、毎作業日に少なくとも 1 回、作業場所を巡視しなければならないのに、これを行わなかったもの。

事例 11

労災かくしを行った鉄筋工事業者を書類送検

和歌山労働基準監督署は、平成 27 年 3 月、鉄筋工事業を営む法人（本社：大阪府）と同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検した。

被疑者は、平成 26 年 10 月 14 日、和歌山市内の道路の高架橋にかかる橋脚設置工事

現場において、労働者が玉掛け作業中に指を切断する等の労働災害のため4日以上に及ぶ期間休業することになったにもかかわらず、和歌山労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなかったもの。

事例 12

労災かくしを行った食料品製造業者を書類送検

橋本労働基準監督署は、平成 27 年 3 月、食料品製造業を営む法人と同社の専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検した。

被疑者は、平成 26 年 7 月及び 9 月、工場内において、労働者が機械の洗浄中に手指を切る労働災害のため 4 日以上に及ぶ期間休業することになったにもかかわらず、橋本労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなかったもの。